

電気用品の技術上の基準を定める省令に関する改正要望の反映状況

N o.	提出日	関連	項目	調査委員会	公布施行	提出資料番号
1	平成 17 年 8 月 12 日	省令第1項	電気用品の雑音の強さの測定方法見直し改正	第 62 回	施行済	日電協 17 技調第 19 号
2	平成 17 年 8 月 12 日	省令第2項	雑音の強さの規定(J55001改正, J55015提案)	第 62 回	施行済	日電協 17 技調第 19 号
3	平成 17 年 10 月 21 日	省令第1項	安定器, 蛍光ランプ, 白熱電球	第 63 回	H19.5.25 公布施行	日電協 17 技調第 36 号
4	平成 18 年 3 月 30 日	省令第2項	二項採用 JIS リスト 68件	第 64 回	施行済	日電協 17 技調第 54 号
5	平成 18 年 10 月 25 日	省令第2項	二項採用 JIS リスト 22件	第 66 回	施行済	日電協 18 技調第 61 号
6	平成 18 年 10 月 25 日	第1, 第2項	文書細断機	第 66 回	H19.9.18 公布施行	日電協 18 技調第 61 号
7	平成 19 年 3 月 20 日	省令第2項	二項採用 JIS リスト 18件	第 67 回	施行済	日電協 18 技調第 87 号
8	平成 19 年 7 月 25 日	第1, 第2項	照明器具(第1項), オーディオビデオ(第2項)	第 68 回	第2項施行済 第1項 H24.1.13 公布, H24.7.1 施行	日電協 19 技調第 30 号
9	平成 20 年 4 月 3 日	省令第2項	カプラー, 変圧器, 電線	第 70 回	H21.6.17 施行	日電協 20 技調第 11 号
10	平成 21 年 1 月 30 日	省令第2項	ゴム絶縁ケーブル, ランプ制御装置 計5件	第 72 回	H21.6.17 施行	日電協 20 技調第 67 号
11	平成 21 年 3 月 17 日	省令第1項	基板難燃化, 内部配線の屈曲, はんだ付け部に機械的強度を持たせない設計, 照明器具の安定器, モータ用コンデンサ, ダイオード並列使用, 冷蔵庫プラグの耐トラッキング性, 洗濯機蓋ロック, 床暖房(電熱シート), 電磁式接続器保持力	第 73 回	H21.9.11 公布 H22.9.1 施行	日電協 20 技調第 73 号
12	平成 21 年 4 月 20 日	省令第2項	ヒューズ, 接続機器, 電動工具, 事務機, アーク溶接機, ライティングダクト 計 33 件	第 73 回	H22.7.5 公布 H22.10.1 施行	日電協 20 技調第 67 号
13	平成 21 年 5 月 16 日	省令第1項	別表第二 電線管, フロアダクトおよび線樋ならびにこれらの附属品ならびにケーブル配線用スイッチボックス, 別表第八 2(32)口 8 絶縁性能	第 74 回	H21.9.11 公布 H22.9.1 施行	日電協 21 技調第 1 号
14	平成 21 年 11 月 11 日	省令第2項	電波雑音関連 計3件	第 75 回	H22.7.5 公布 H22.10.1 施行	日電協 21 技調第 43 号
15	平成 22 年 4 月 7 日	省令第2項	AV 機器(無線妨害許容値, 安全性要求事項), ランプ制御装置	第 76 回	H23.8.9 公布 H23.11.1 施行	日電協 22 技調第 1 号

N o.	提出日	関連	項目	調査委員会	公布施行	提出資料番号
16	平成 22 年 4 月 7 日	省令第1項	LED, コンセント	第 77 回	H24.1.13 公布 H24.7.1 施行	日電協 22 技調第 2 号
17	平成 22 年 4 月 12 日	省令第2項	ケーブル, 電気機器の安全性, 自動電気制御装置, プラグ/ コンセント, 照明器具 計 33 件	第 77 回	H23.8.9 公布 H23.11.1 施行	日電協 22 技調第 3 号
18	平成 22 年 12 月 28 日	省令第2項	電線, ソケット 計5件	第 79 回	H23.8.9 公布 H23.11.1 施行	日電協 22 技調第 61 号
19	平成 23 年 5 月 27 日	省令第1項	電源コード折り曲げ試験(毛髪乾燥器, 髪ごて, 掃除機) 計 3 件 + 横展開 4 種類(13 件)	第 80 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 17 号
20	平成 23 年 5 月 27 日	省令第2項	ねじ込みランプソケット, トイレと共に使用する電気機器, 燻蒸 器, アーク溶接機 計 4 件 + J3000 改正	第 80 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 17 号
21	平成 24 年 2 月 29 日	省令第1項	PTC 電気床暖房 ※アレニウス式に則ることの検証結果追加	第 81 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 68 号
22	平成 23 年 11 月 22 日	省令第2項	照明器具, ランプソケット類, ランプ制御装置 計 15 件	第 82 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 50 号
23	平成 24 年 3 月 30 日	省令第2項	カプラー, 情報技術機器, 変圧器 計 11 件	第 83 回	H26.4.14 公布 H26.7.1 施行	日電協 23 技調第 78 号
24	平成 24 年 3 月 30 日	省令第1項	プリント基板の難燃化横展開(別表第八部分)	第 83 回	H27.7.24 公布 H27.7.24 施行	日電協 23 技調第 79 号
25	平成 24 年 7 月 30 日	省令第2項	J55014-1(雑音の強さに関する基準)J 規格改正	第 84 回	未	日電協 24 技調第 35 号
26	平成 24 年 11 月 2 日	省令第1項	引込用ポリエチレン絶縁電線及びプリント基板の難燃化横展 開(別表第八以外),	第 85 回	H26.9.18 公布 H26.9.18 施行 (ただし, プリント基板は No.24 のとおり)	日電協 24 技調第 52 号
27	平成 24 年 11 月 2 日	省令第2項	固定配線器具(スイッチ) 計 4 件	第 85 回	H26.4.14 公布 H26.7.1 施行	日電協 24 技調第 52 号
28	平成 25 年 3 月 8 日	省令第1項	遠隔操作(別表第八部分)	第 86 回	H25.5.10 施行	日電協 24 技調第 65 号
29	平成 25 年 3 月 26 日	省令第1項	プラグのトラッキング対策(報告案件)	第 86 回	H26.9.18 公布 H26.9.18 施行	日電協 24 技調第 74 号
30	平成 26 年 3 月 27 日	別表第四	遠隔操作(別表第四部分)	第 89 回	H26.9.18 公布 H26.9.18 施行	日電協 25 技基第 511 号

N o.	提出日	関連	項目	調査委員会	公布施行	提出資料番号
31	平成 26 年 4 月 1 日	別表第十二	※AV 機器, ※電線管, 照明器具, アーク溶接機, ランプ制御装置, 家電機器 計 9 件	第 89 回	H26.7.30 公布 H26.10.1 施行 (J60335-1 を除く)	日電協 26 技基第 4 号
32	平成 26 年 7 月 11 日	別表第十二	ヒューズ, 照明器具, ランプソケット 計 5 件	第 90 回	H26.12.12 公布 H27.3.1 施行	日電協 26 技基第 180 号
33	平成 26 年 12 月 15 日	別表第八	プリント基板の難燃化	第 91 回	H27.7.24 公布 H27.7.24 施行	日電協 26 技基第 403 号
34	平成 26 年 12 月 15 日	別表第十二	情報技術機器, 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性 計 4 件	第 91 回	H27.7.24 公布 H27.10.1 施行	日電協 26 技基第 404 号
35	平成 27 年 3 月 14 日	別表第十二	ランプソケット, 照明器具, 配線用ヒューズ, 家庭用電気機器 計 14 件	第 92 回	H27.7.24 公布 H27.10.1 施行 (14 件中 9 件を除く)	日電協 26 技基第 545 号
36	平成 27 年 4 月 2 日	別表第四, 別表第八	解釈別表第四の 6.接続器(コンセント, 差込みプラグ)及び別表第八の 2.(15)観賞魚用ヒータの改正要望	第 92 回	H27.7.24 公布 H27.7.24 施行	日電協 27 技基第 5 号
37	平成 27 年 7 月 1 日	別表第十二	白熱電球, アーク溶接装置 計 4 件	第 93 回	未	日電協 27 技基第 135 号

平成 27 年 4 月までに解釈の改正要望を過去 10 年分の提出した案件である。

平成 26 年度に解釈の改正があったものについては、網かけで表示している。

平成 25 年 7 月 1 日の省令改正により、省令 1 項は別表第一から別表第十一、省令 2 項は別表第十二へ変更となっている。

No.22 の省令 2 項(現解釈別表第十二)への採用要望のうち JIS C8105-2-8;2011 は、現在 JIS 改定作業中であるため 2014 年の採用は見送られ、再提案することになった。再提案は 2016 年 3 月を予定している。

No.31 の項目名の「※」印は、第 86 回委員会で承認されたが、省令改正のため、提出が見送られた規格を含む。

No.31 の現解釈別表第十二への採用要望のうち J60335-1 は通則で、細則がないと使用できないため、混乱をさけるため細則の提出まで Hold となっている。